伊豆の国市地域公共交通会議の目的と進め方について

１　目的

地域公共交通会議は、道路運送法の規定に基づく会議で、同法施行規則第９条の２で、「地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する会議」と規定されています。

本市の地域公共交通会議は、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの必要な事項を協議します。

２　協議内容

主な協議内容は次のとおりです。

（１）乗合旅客運送に関する事項

市要綱第２条第１号の「乗合旅客運送」とは、バス事業者が主体的に運行している「乗合バス」のことです。地域公共交通会議は事業者による乗合バスに関して決定する権限はありませんが、運賃等について地域住民や関係者の合意が必要な場合がありますので、これらの事項について協議します。

（２）市自主運行バス及び有償運送に関する事項

市要綱第２項第２号の「自主運行バス」とは、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、市がバス事業者に運行を委託している路線バスです。この自主運行バスの開始や退出、変更、運賃等について協議します。また、自主運行バス以外の有償運送に関する事項についても協議します。

（３）その他の公共交通に関する事項

市が実施するその他の公共交通施策について、市長が必要と認める事項に関して協議します。

３　構成員

（１）本会議は、交通事業者、市民及び利用者、警察関係者、交通行政関係者（国、県、市）、その他市長が認める者で構成しています。（別紙名簿参照）

（２）任期は２年間です。（現任委員の任期は平成 25 年 3 月 31 日まで）

（３）各構成員の主な役割の例は、次のとおりです。

＊一般旅客自動車運送業者

・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画

＊市民及び利用者

・地域住民、利用者ニーズの代弁者

・利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行企画策定への参画
・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画

＊事業者団体
・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整

＊運転者組織団体
・運転者を通じて得られる利用者ニーズの報告とその対応提案
・労働条件及び労働環境からの意見・提言

＊警察
・交通保安、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言

＊国土交通省運輸支局
・先進事例等、各地での取り組みの情報提供
・地域の公共交通のあり方に関する指導
・道路運送法等の所管法令の解釈・運用

＊県
・広域的な視点からの指導・助言
・複数市町村の取り組みに対する調整

＊市
・地域住民の移動手段確保に対する責任者
・地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握

４　スケジュール等

平成 24 年度は、年 6 回の開催予定です。（別添 1「伊豆の国市地域公共交通会議関連スケジュール」参照）

５　その他

（1）平成 24 年 3 月 30 日現在、静岡県内では 20 自治体が地域公共交通会議を設置しています。なお、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化再生法）」に基づく法定協議会は 4 自治体が設置、地域公共交通会議と活性化再生法定協議会の合同会議を 6 自治体が設置しています。

（2）平成 23 年度中の開催結果は、別添 2「平成 23 年度伊豆の国市地域公共交通会議開催結果」参照。

（3）本会議の開催結果は、市ホームページで公表しています。